

令和 6 年 1 2 月

第 6 回人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

令和 6 年 1 2 月 第 6 回 人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第 7 5 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度 人吉市一般会計補正予算（第 6 号））
議第 7 6 号	令和 6 年度 人吉市一般会計補正予算（第 7 号）
議第 7 7 号	令和 6 年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 7 8 号	令和 6 年度 人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議第 7 9 号	令和 6 年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議第 8 0 号	令和 6 年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 8 1 号	令和 6 年度 人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 8 2 号	人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 3 号	人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 4 号	人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 5 号	人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 6 号	人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 7 号	人吉市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 8 号	人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 9 号	人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
議第 9 0 号	財産の取得についての議決内容の一部変更について
議第 9 1 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
諮第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第 7 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 1 0 号 令和 6 年度 人吉市一般会計補正予算（第 6 号）
（令和 6 年 1 0 月 1 0 日専決）

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第 10 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 10 日

人吉市長 松岡 隼人

1 令和 6 年度 人吉市一般会計補正予算（第 6 号）

- 議第 8 2 号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 3 号 人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 4 号 人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 5 号 人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 6 号 人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 7 号 人吉市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 8 号 人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日 提出

人吉市長 松岡 隼人

議第 8 2 号

人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年人吉市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 4 の項を次のように改める。

1 4 市長	人吉市産後ケア事業実施要項（令和 2 年人吉市告示第 1 2 8 号）による産後ケアに要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
--------	---

別表第 2 の 6 の項特定個人情報の欄に次の 1 号を加える。

- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する情報（以下「後期高齢者医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第 2 の 1 4 の項を次のように改める。

1 4 市長	人吉市産後ケア事業実施要項による産後ケアに要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
--------	---	--

別表第 2 の 1 5 の項特定個人情報の欄に次の 1 号を加える。

- (3) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの

別表第 2 の 1 6 の項特定個人情報の欄に次の 1 号を加える。

- (4) 後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの

別表第 2 の 1 7 の項特定個人情報の欄に次の 1 号を加える。

- (3) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの

別表第 2 の 2 0 の項特定個人情報の欄第 1 1 号中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する情報（以下「後期高齢者医療関係情報」という。）」を「後期高齢者医療関係情報」に改め、同表の 3 2 の項事務の欄中「予防接種法」の次に「（昭和 2 3 年法律第

68号)」を加え、同項特定個人情報の欄第3号中「後期高齢者医療給付関係情報」を「後期高齢者医療関係情報」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の33の項特定個人情報の欄第9号中「後期高齢者医療給付関係情報」を「後期高齢者医療関係情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

健康保険証の廃止及び独自利用事務を追加するため、条例の一部を改正するものである。

議第 8 3 号

人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例

人吉市立学校施設の使用に関する条例（昭和 5 2 年人吉市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中	「		1, 540 円	1, 230 円	
			220 円	190 円	全館 1, 760 円
			270 円	240 円	
			330 円 (第一中及び第二 中を除く。)	280 円 (第一中及び第 二中を除く。)	
			380 円 (第一中及び第二 中)	330 円 (第一中及び第 二中)	
			270 円	220 円	550 円
			270 円	220 円	550 円
			270 円	220 円	990 円
			270 円	220 円	
			880 円	660 円	880 円
			440 円	330 円	

」	「		1, 670 円	1, 330 円	
			230 円	200 円	全館 1, 900 円
			290 円	260 円	
			350 円 (第一中及び第二 中を除く。)	300 円 (第一中及び第二 中を除く。)	
			410 円 (第一中及び第二 中)	350 円 (第一中及び第二 中)	
			290 円	230 円	590 円
			290 円	230 円	590 円
			290 円	230 円	1, 070 円
			290 円	230 円	
			950 円	710 円	950 円
			470 円	350 円	

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表（以下「新別表」という。）の規定は、この条例の施行日以後に学校施設を使用する者の使用料について適用し、同日前に学校施設を使用する者の使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前においても、同日以後の学校施設の使用に係る許可を受けた者からは、新別表に規定する使用料を徴収することができる。

(提案理由)

社会経済情勢の変化に伴い使用料を改定するため、条例の一部を改正するものである。

議第 8 4 号

人吉市公民館条例の一部を改正する条例

人吉市公民館条例（昭和 6 0 年人吉市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中備考以外を次のように改める。

別表第 2（第 7 条関係）

施設名		使用料 (1 時間につき)	冷暖房料 (1 時間につき)
人吉市中原校区公民館	和室 1	2 8 0 円	2 2 0 円
	和室 2	2 8 0 円	2 2 0 円
	大会議室	2 8 0 円	2 2 0 円
	会議室	2 8 0 円	2 2 0 円
	調理室	5 5 0 円	2 2 0 円
	配送作業室	2 8 0 円	2 2 0 円
人吉市大畑校区公民館	和室	2 8 0 円	2 2 0 円
	会議室	1 8 0 円	2 2 0 円
	調理室	5 5 0 円	2 2 0 円
	保健室	1 8 0 円	
人吉市西瀬校区公民館	会議室	2 8 0 円	2 2 0 円
	調理室	5 5 0 円	2 2 0 円
	体育館	2 8 0 円	1 , 7 6 0 円
人吉市東間校区公民館	和室	2 8 0 円	2 2 0 円
	会議室	2 8 0 円	2 2 0 円
	調理室	5 5 0 円	2 2 0 円
	体育館	2 8 0 円	
人吉市東校区公民館・人吉市西校区公民館	和室 1	2 8 0 円	2 2 0 円
	和室 2	2 8 0 円	2 2 0 円
	会議室 1	4 4 0 円	4 4 0 円
	会議室 2	4 4 0 円	4 4 0 円
	多目的室	3 0 0 円	3 1 0 円

	調理室	7 3 0 円	3 1 0 円
	工房	2 8 0 円	2 2 0 円
	体育館（バドミントンコート1面）	2 8 0 円	
人吉市東間校区公民館大塚分館	和室	2 8 0 円	2 2 0 円
	大会議室	2 8 0 円	
人吉市西瀬校区公民館鹿目分館	会議室 1	2 8 0 円	2 2 0 円
	会議室 2	2 8 0 円	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第 2（以下「新別表」という。）の規定は、この条例の施行日以後に公民館を使用する者の使用料について適用し、同日前に公民館を使用する者の使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前においても、同日以後の公民館の使用に係る許可を受けた者からは、新別表に規定する使用料を徴収することができる。

（提案理由）

施設及び設備の維持管理の適正化並びに設備の追加及び撤去に伴い使用料を改定するため、条例の一部を改正するものである。

議第 8 5 号

人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

人吉市コミュニティセンター条例（昭和 6 0 年人吉市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 2 （第 3 条関係）

施設名		使用料 （1 時間につき）	冷暖房料 （1 時間につき）
人吉市中原コミュニティセンター	和室 1	2 8 0 円	2 2 0 円
	和室 2	2 8 0 円	2 2 0 円
	大会議室	2 8 0 円	2 2 0 円
	会議室	2 8 0 円	2 2 0 円
	調理室	5 5 0 円	2 2 0 円
	配送作業室	2 8 0 円	2 2 0 円
人吉市大畑コミュニティセンター	和室	2 8 0 円	2 2 0 円
	会議室	1 8 0 円	2 2 0 円
	調理室	5 5 0 円	2 2 0 円
	保健室	1 8 0 円	
人吉市西瀬コミュニティセンター	会議室	2 8 0 円	2 2 0 円
	調理室	5 5 0 円	2 2 0 円
	体育館	2 8 0 円	1 , 7 6 0 円
人吉市東間コミュニティセンター	和室	2 8 0 円	2 2 0 円
	会議室	2 8 0 円	2 2 0 円
	調理室	5 5 0 円	2 2 0 円
	体育館	2 8 0 円	
人吉市東西コミュニティセンター	和室 1	2 8 0 円	2 2 0 円
	和室 2	2 8 0 円	2 2 0 円
	会議室 1	4 4 0 円	4 4 0 円
	会議室 2	4 4 0 円	4 4 0 円
	多目的室	3 0 0 円	3 1 0 円
	調理室	7 3 0 円	3 1 0 円
	工房	2 8 0 円	2 2 0 円
	体育館（バ	2 8 0 円	

	ドミニントン コート 1 面)		
人吉市東間コミュニティセンター大塚分館	和室	2 8 0 円	2 2 0 円
	大会議室	2 8 0 円	
人吉市西瀬コミュニティセンター鹿目分館	会議室 1	2 8 0 円	2 2 0 円
	会議室 2	2 8 0 円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第 2（以下「新別表」という。）の規定は、この条例の施行日以後にコミュニティセンターを使用する者の使用料について適用し、同日前にコミュニティセンターを使用する者の使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前においても、同日以後のコミュニティセンターの使用に係る許可を受けた者からは、新別表に規定する使用料を徴収することができる。

(提案理由)

施設及び設備の維持管理の適正化並びに設備の追加及び撤去に伴い使用料を改定するため、条例の一部を改正するものである。

議第 8 6 号

人吉市体育施設条例の一部を改正する条例

人吉市体育施設条例（平成 8 年人吉市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中人吉市球磨川トレーニングセンターの項を削る。

第 7 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで

別表第 1 の表中 「 1, 2 3 0 円 」を	夜間照明施設 1 面 1 時間につき		1, 5 4 0 円
	大会専用利用 1 面 1 時間につき		2 2 0 円
	大会専用利用 2 面 1 時間につき		4 4 0 円
	夜間照明施設 1 面 1 時間につき		1, 6 7 0 円

1 7 0 円
3 5 0 円
1, 3 3 0 円

に改め、同表備考に次の 1 項を加える。

3 広場の利用料金について、大会専用利用以外は無料とする。

別表第 2 の表中 「 を 」	夜間照明施設 1 面 1 時間につき		5 5 0 円	4 4 0 円
	オムニコート 1 面 1 時間につき		3 3 0 円	2 6 0 円
」	夜間照明施設 1 面 1 時間につき		5 9 0 円	4 7 0 円

に改め、同表

備考に次の 1 項を加える。

3 クレーコートについては、無料とする。

別表第 3 の表中	2 2 0 円		1 7 0 円	を 「 」	3 3 0 円		2 6 0 円
	3 3 0 円		2 6 0 円		4 9 0 円		3 9 0 円
	1 1 0 円		8 0 円		1 6 0 円		1 3 0 円
	1 6 0 円		1 3 0 円		2 4 0 円		1 9 0 円
	1 1 0 円		8 0 円		1 6 0 円		1 3 0 円
	1 6 0 円		1 3 0 円		2 4 0 円		1 9 0 円

に改め、	個人 1 人 1 時間につき	9 時～1 8 時	6 0 円	5 0 円
		1 8 時～2 2 時	9 0 円	7 0 円

を削り、同表を別表第3の1 施設利用とし、同表に次の1表を加える。

2 冷暖房設備

区分	基準額
1時間につき	350円

備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間とみなす。

別表第4中「330円」を「490円」に改める。

別表第5の1 一般利用の表中

80円	110円
120円	160円
160円	220円

を

90円
130円
190円

120円
190円
260円

に改め、同表備考に次の1項を加える。

3 65歳以上の者の一般利用に係る利用料金の基準額は、1 一般利用の表に定める中学生の区分に定める額とする。

別表第5の2 専用利用の表中

3,300円	2,640円
2,200円	1,760円
1,650円	1,320円
1,650円	1,320円

を

3,960円	3,160円
2,640円	2,110円
1,980円	1,580円
1,980円	1,580円

に改める。

別表第6を次のように改める。

別表第6（第11条関係）

梢山地区多目的グラウンド

区分	基準額	
	一般	高校生以下
アマチュアスポーツで利用する場合 1時間につき	1,650円	1,320円
その他 1時間につき	6,600円	5,280円

備考

1 高校生以下の者と一般の者が一緒に利用する場合の基準額は、一般とする。ただし、一般の者が指導者や大会役員の場合を除く。

2 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間とみなす。

別表第7の1 アリーナ(1) 専用利用の表中

「	1, 6 5 0 円
	6 6 0 円
	6, 6 0 0 円
	2, 6 4 0 円

1, 3 2 0 円
5 2 0 円
5, 2 8 0 円
2, 1 1 0 円

「	2, 4 7 0 円	1, 9 8 0 円
を	9 9 0 円	7 9 0 円
	9, 9 0 0 円	7, 9 2 0 円
」	3, 9 6 0 円	3, 1 6 0 円

「	3, 3 0 0 円
に、	1, 3 2 0 円
	9, 9 0 0 円
	3, 9 6 0 円

2, 6 4 0 円
1, 0 5 0 円
7, 9 2 0 円
3, 1 6 0 円

「	4, 9 5 0 円	3, 9 6 0 円
を	1, 9 8 0 円	1, 5 8 0 円
	1 4, 8 5 0 円	1 1, 8 8 0 円
」	5, 9 4 0 円	4, 7 5 0 円

に改め、同

表備考に次の2項を加える。

3 午後10時から翌日午前8時までの時間帯における利用の基準額については、上記基準額の0.5倍を加算した額とする。

4 大アリーナにおけるセンターコート利用については、専用利用とみなす。

「	1, 3 2 0 円
	5 5 0 円
	5 5 0 円
	3 3 0 円
	2 2 0 円

別表第7の1 アリーナ(2) 一部利用の表中

1, 0 5 0 円
4 4 0 円
4 4 0 円
2 6 0 円
1 7 0 円

「	1, 9 8 0 円	1, 5 8 0 円
を	8 2 0 円	6 6 0 円
	8 2 0 円	6 6 0 円
	4 9 0 円	3 9 0 円
」	3 3 0 円	2 6 0 円

に改める。

別表第7の1 アリーナ(3) 個人利用の表中

「	個人利用券 1人2時
	回数券 (11回分)

間につき	330円	260円
	3,300円	2,600円

「	個人利用券 1人2時間につき
	回数券 (12回分)
	定期券 (2か月)

360円	290円
3,600円	2,900円
6,480円	5,220円

に、「110円」を「120円」に、

「80円」を「90円」に改め、同表に備考として次のように加える。
備考

- 1 定期券は1日2時間までの利用で、休館日、臨時休館日、他施設の専用利用等でトレーニング室が利用できない日を除き毎日利用できる。
- 2 65歳以上の者の利用料金の基準額は、(3) 個人利用の表に定める高校生以下の額とする。

別表第7の2 会議室の表中「330円」を「490円」に改める。

別表第7の3 武道場の表中「(1) 専用利用」を削り、

「	全面専用 1時間につき	550円	440円	「	全面利用
	一部専用 1時間につき	270円	220円		一部利用
	全面専用 1時間につき	1,650円	1,320円	を	全面利用
	一部専用 1時間につき	820円	660円	」	一部利用

1時間につき	660円	520円
1時間につき	330円	260円
1時間につき	1,980円	1,580円
1時間につき	990円	790円

に改め、同表備考中

「専用」を「利用」に改め、同表中(2) 一部又は個人利用の表を削る。

別表第7の4 冷暖房設備の表中

「	11,000円	
	1,800円	
	900円	を
	900円	
	330円	」

「

11,930円
1,950円
970円
970円
350円

」に改める。

別表第7の5 附属設備等の表中「11,000円」を「16,500円」に改める。

別表第8の1 施設利用の表中

4,400円
880円
440円

を

6,600円
1,320円
660円

」

「

4,400円
1,760円
880円

に、

を

6,600円
2,640円
1,320円

」に改める。

別表第8の2 冷暖房設備の表中「330円」を「350円」に改める。

別表第9の表中

270円	220円
1,100円	880円

を

330円
1,320円

」

260円
1,050円

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1から第9まで（以下これらの表を「新別表」という。）の規定は、この条例の施行日以後に体育施設を使用する者の利用料金について適用し、同日前に体育施設を使用する者の利用料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前においても、同日以後の体育施設の使用に係る許可を受けた者からは、新別表に規定する利用料金を徴収することができる。

（提案理由）

施設の老朽化に伴う維持管理費の増加及び社会経済情勢の変化に応じた利用料金の改定その他所要の改正のため、条例の一部を改正するものである。

議第 8 7 号

人吉市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

人吉市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 5 5 年人吉市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条及び第 8 条第 2 項中「 1 」を「いずれか」に改める。

別表に次のように加える。

第 7 負担区	3 2 8 円
---------	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新たな受益者負担金の賦課その他所要の改正のため、条例の一部を改正するものである。

議第 8 8 号

人吉市営住宅条例の一部を改正する条例

人吉市営住宅条例（平成 9 年人吉市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別表市営住宅の部東間の款の次に次のように加える。

大工	令和 6 年度	中層耐火構造 5 階	2 6	人吉市大工町 4 0 番地
九日	令和 6 年度	中層耐火構造 5 階	1 8	人吉市九日町 1 1 5 番地 2

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

災害公営住宅（東校区地区）を市営住宅として追加するため、条例の一部を改正するものである。

議第 8 9 号

人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部
変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務を変更し、人吉球磨広域行政組合規約（平成元年熊本県指令地第 2 4 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

人吉球磨広域行政組合規約の一部を変更する規約

人吉球磨広域行政組合規約（平成元年 1 0 月 1 日熊本県指令地第 2 4 号）の一部を次のとおり変更する。

第 3 条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

一 削除

二 削除

第 5 章を次のように改める。

第 5 章 削除

第 1 4 条から第 1 6 条まで 削除

附 則

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

（提案理由）

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議第 9 0 号

財産の取得についての議決内容の一部変更について

令和 5 年 1 2 月 5 日付け議第 1 1 1 号議案をもって議決された人吉市災害公営住宅（東校区地区）及び附帯工作物に係る財産の取得についての議決内容の一部を次のように変更する。

第 3 取得予定価格中「1, 0 8 0, 4 0 9, 0 0 0 円」を「1, 1 2 7, 4 1 5, 4 0 0 円」に改める。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会の議決を経た財産の取得について、議決内容を変更しようとするときは、議会の議決が必要である。

議第 9 1 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

永 田 ミ キ

令和 6 年 1 1 月 2 5 日 提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

- 1 前任者 永田 ミキ 令和 6 年 1 2 月 3 1 日 任期満了
- 2 永田 ミキの略歴

（提案理由）

教育委員会委員を任命するに当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意が必要である。

諮第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

吉 村 和 子

令和6年11月25日提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

- 1 前任者 吉村 和子 令和7年3月31日 任期満了
- 2 吉村 和子の略歴

（提案理由）

人権擁護委員を推薦するに当たっては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞かなければならない。